

2 原子力規制委員会は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないと認めるときは、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第四項中「原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、「行う旨」の下に「及び次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項
- 第十六条第一項中「緊急事態応急対策」の下に「及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）」を加える。

第十七条第四項中「主務大臣」を「内閣官房長官及び原子力規制委員会委員長」に改め、同条第五項中「助け」の下に「内閣官房長官をもつて充てられた原子力災害対策副本部長は」を加え、同項後段を削り、同条第六項第一号中「国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者」を「全ての国務大臣」に改

め、同項第三号中「副大臣」の下に「大臣政務官」を加え、同条第八項中「原子力災害対策本部に、」の下に「原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては」を加え、「第二十条第五項」を「第二十条第四項」に改め、「同じ。」の下に「において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第五項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改める。

第十八条第一号中「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の總

合調整に關すること。

第十九条第一項中「緊急事態應急対策」を「緊急事態應急対策等」に改める。

第二十条第一項中「緊急事態應急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定によるもののほか、」を削り、「緊急事態應急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、「緊急事態應急対策」を「緊急事態應急対策等」に改め、「指示」の下に「（原子力規制委員会の所掌に属する事務に係るもの）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「原子力安全委員会の意見を聽いて」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「原子力災害対策本部長は」の下に「原子力災害事後対策の実施状況に応じ」を加え、「の緊急事態應急対策実施区域における緊急事態應急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態應急対策の実施に關する技術的事項について必要な助言を求める」を「に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第三項及び第六項」を「及び第二項」に、「（第三項）」を

「（第二項）に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第二十二条に次の二項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、前項の規定により設置された災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

第二十三条第四項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「原子力緊急事態応急対策」の下に「又は原子力災害事後対策」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部及び前条第二項の規定により存続する災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

第二十五条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係

周辺都道府県知事」に、「主務大臣並びに」を「原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに」に改める。

第二十六条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加える。

第二十七条第一項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域（第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。）」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（市町村長の避難の指示等）

第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これ

らの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項の場合において、市町村長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。同条第二項の規定は、この場合について準用す

る。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

- 第二十七条の四 第二十七条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災害事後対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職權を行う市町村の職員による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要求があつ

たときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職權を行うことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職權を行つたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第二十八条第一項の表第二十一条の項を次のように改める。

第二十一条	並びにその他の関係者
第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。	、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）並びにその他の関係者
第三十六条第一項	防災基本計画
	防災基本計画及び原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ）

			第三十八条
		防災基本計画	
	第三十九条第一項及び第 四十一条第一項	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指 針
	第四十条第二項第二号	灾害予防	防災基本計画及び原子力災害対策 指針
灾害応急対策並びに災害復旧	災害に関する予報又は警報の発令 及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力 災害（原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。）に関する情報の伝達	第三十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項を次のように改める。
灾害応急対策並びに災害復旧	消火、水防、救難	救難	第三十九条第一項及び第 四十一条第一項
灾害事後対策	緊急事態応急対策並びに原子力災 害		

			第四十一条 防災基本計画
第四十二条第一項 防災基本計画	第四十二条第一項 防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針	
第四十二条第二項第二号 災害予防	災害に関する予報又は警報の発令 及び伝達	原子力災害予防対策	防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条第二項第二号 消火、水防、救難	灾害応急対策並びに灾害復旧	原子力緊急事態宣言その他原子力 灾害（原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。）に関する情報の伝達	防災基本計画及び原子力災害対策
第四十二条第二項第二号 救難	緊急事態応急対策並びに原子力災 害事後対策		
第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える。			

四十四条规定

指針

第二十八条第一項の表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項を次のように改める。

第四十六条第二項	災害予防	原子力災害予防対策
第四十七条第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策
第四十七条规定	災害を予測し、予報し、又は災害	防災計画若しくは原子力災害対策
第二十八条第一項の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。	原子力災害	指針
第四十七条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策
第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。	指針	指針
第四十九条	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策

			災害応急対策又は災害復旧	
			緊急事態応急対策又は原子力災害 事後対策	指針
		第七十八条第一項の表第七十八条第一項の項を次のように改める。	防災計画若しくは原子力災害対策	
		第七十八条第一項	防災計画	
		災害	災害に	
		第五十条第一項第四号から第九号 まで	原子力災害に	
	防災業務計画	原子力災害（原子力災害が生ずる 蓋然性を含む。）	指針	
	防災業務計画	原子力災害対策特別措置法第二十 六条第一項第四号から第八号まで	原子力災害対策指針又は防災業務 計画	

第二十八条第二項の表第二十二条第四項の項及び第二十三条第六項の項を削る。

第二十八条第二項の表第六十二条第一項の項及び第六十二条第二項の項を次のように改める。

第六十二条第一項

災害が発生し、又はまさに発生し
ようとしているとき

原子力緊急事態宣言があつた時か
ら原子力緊急事態解除宣言がある
までの間において

地域防災計画

防災計画

消防、水防、救助その他災害の発
生を防禦^{ぎよ}し、又は災害

消防、救助その他原子力災害（原
子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第六十二条第二項

災害が発生し、又はまさに発生し
ようとしているとき

原子力緊急事態宣言があつた時か
ら原子力緊急事態解除宣言がある
までの間において

地域防災計画	原子力災害対策指針又は地域防災 計画
--------	-----------------------

第二十八条第二項の表第七十条第一項及び第二項の項を次のように改める。

第七十条第一項及び第二項	第七十条第一項及び第二項
第七十七条第一項及び第八十条第一項	第七十七条第一項及び第八十条第一項
第七十七条第一項及び第八十条第一項	第七十七条第一項及び第八十条第一項
防災計画	防災計画

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項の次に次のように加える。

指針

第八十条第二項

防災計画

防災計画若しくは原子力災害対策
指針

第二十八条第三項の表第十四条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項

当該都道府県地域防災計画又は

原子力災害対策指針又は当該都道
府県地域防災計画若しくは

災害予防及び災害応急対策

原子力災害予防対策（原子力災害
対策特別措置法第二条第六号に規
定する原子力災害予防対策をい
う。以下同じ。）、緊急事態応急対
策及び原子力災害事後対策

第二十三条第六項

災害予防又は災害応急対策

原子力災害予防対策、緊急事態応

急対策又は原子力災害事後対策

第三十条第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十六条とする。

第四十条中「又は第十一條第六項」を「第十一條第六項又は第十三条の二第二項」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第四十一条第五号中「第三十一条」を「第十三条の二第一項又は第三十一条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。